

山口県農地中間管理事業事務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）が、農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「法」という。）及び山口県農地中間管理事業規程（以下「事業規程」という。）に基づき実施する農地中間管理事業の適正かつ円滑な事務の推進を図るために必要な手続きを定める。

(借受希望者の募集)

第2条 公社は、法第17条第1項の規定により募集区域を定めるため、借受希望者の募集区域について（照会）（様式1）により市町に意見を照会し、市町は、借受希望者の募集区域について（回答）（様式2）により回答するものとする。

2 公社は、市町の意見を基に、借受希望者の募集区域を定め、区域に存する農用地等について借受けを希望する者を募集するものとする。

3 借受希望者の募集の対象者は、原則として募集する市町において次のいずれかに位置づけられている者とする。ただし、公社が借受希望者として適当と認める者については、この限りでない。

- (1) 認定農業者（年度内認定見込み者含む）
- (2) 認定新規就農者（年度内認定見込み者含む）
- (3) 基本構想水準到達者
- (4) 人・農地プランの中心経営体
- (5) 水田フル活用ビジョンの担い手

(借受希望者の応募及び公表)

第3条 借受希望者は、農用地借受希望申込書（様式3）（以下「借受申込書」という。）を作成し、募集区域を管轄する市町に提出するものとする。また、借受希望者が複数市町の募集区域を希望する場合は、募集区域を管轄する市町ごとに借受申込書を提出するものとする。

2 市町は、前項により借受希望者から借受申込書を受領したときは、借受希望者の応募状況報告（様式4）を作成し、受領した借受申込書を添えて、その翌月20日までに公社に提出するものとする。また、第5条の規定によるマッチングの調整のため、市町は、借受申込書の写しを保管するものとする。

3 公社は、法第17条第2項の規定に基づき、借受希望者及びその応募の内容に関する情報を借受希望者一覧（様式5）で整理し、借受希望者一覧を公社ホームページで公表するものとする。また、借受希望者一覧の公表後、公社は、借受希望者リスト（様式6）を作成し、市町に通知するものとする。

4 借受希望者が応募した内容の適用期間は、公表の日から起算して1年間とする。ただし、借受希望者が公表の自動更新を希望している場合は、適用期間を継続するものとする。

5 借受希望者は、応募した内容に変更が生じる場合は、変更部分を記載した借受申込書を作成し、募集区域を管轄する市町を経由して、公社に提出するものとする。なお、公社は、速やか

に借受希望者一覧の修正を行い、公社ホームページに反映するものとする。

- 借受希望者は、公表除外を希望する場合は、公表除外申出書（様式7）を作成し、募集区域を管轄する市町を経由して、公社に提出するものとする。なお、公社は、速やかに借受希望者一覧の修正を行い、公社ホームページに反映するものとする。

（貸出希望農地の登録及び公表）

- 第4条** 貸出希望者は、貸出希望農地登録申請書（様式8）（以下「農地登録申請書」という。）を作成し、固定資産税課税明細書又は農地台帳の写しを添えて、農用地等を管轄する市町に提出するものとする。
- 市町は、貸出希望者に対し、事業規程第2に定める農用地等について、公社が借りることができない場合があることを説明した上で農地登録申請書を受領し、受領した農地登録申請書と、固定資産税課税明細書又は農地台帳の写しを添えて、その翌月20日までに公社へ提出するものとする。また、第5条の規定によるマッチングの調整のため、市町は、農地登録申請書の写しを保管するものとする。
 - 公社は、貸出希望農地の情報を貸出希望農地一覧（様式9）で整理し、貸出希望農地一覧を公社ホームページで公表するものとする。また、貸出希望農地一覧の公表後、公社は、貸出希望農用地等リスト（様式10）を作成し、市町に通知するものとする。
 - 貸出希望者は、登録した内容に変更又は取下げがある場合は、その旨を公社へ申し出るものとする。なお、公社は、速やかに貸出希望農地一覧の修正を行い、公社ホームページに反映するものとする。

（マッチングの調整）

- 第5条** 借受希望者が応募した募集区域において、貸出希望農地の登録が行われた場合、市町及び公社は、借受希望者に対し農地中間管理事業における貸付希望農用地等の借受意向確認について（様式11）を通知し、貸出希望者に対し農地中間管理事業の実施について（様式12）を通知し、マッチングの調整を図るものとする。なお、集落・地域での話合いや関係機関による検討会における検討を経て、マッチングの調整を実施する場合は、借受希望者及び貸出希望者への通知を省略することができる。

（農地中間管理権の取得）

- 第6条** 市町は、農用地利用集積計画の作成に当たり、農地中間管理事業の対象農用地等について（様式13）及び農地中間管理事業の対象農用地等のリスト（様式14）を作成し、次に掲げる書類（口座振込依頼書兼委任状は、利用権の種類が賃借権の場合のみ。契約に関する委任状及び相続関係説明図は、所有権が数人の共有に係る土地の場合のみ。）について、貸出希望者（利用権の設定をする者）の署名又は記名押印を受けた後、公社に提出するものとする。

- 利用権設定申出書兼農用地利用集積計画（様式15）
- 共通事項（様式16）
- 口座振込依頼書兼委任状（様式17）
- 委任状（様式18）

- (5) 相続関係説明図（様式 19）又は遺産分割協議書の写し（原本還付）
- 2 公社は、農地中間管理権の取得に当たり、利用権の設定を受ける者として利用権設定申出書兼農用地利用集積計画への署名又は記名押印を行い、農地中間管理権の取得に係る利用権設定の申出について（様式 20）を作成し、市町へ公告手続きを依頼するものとする。
- 3 公社は、事業規程第 4 の 5 の規定に基づき、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、貸出希望者（利用権の設定をする者）に対し、共通事項（様式 16）の交付により説明を行うものとする。また、農地中間管理権の設定が 15 年以上である場合は、機構関連農地整備事業説明書（様式 21）の交付により説明を行うものとする。

（農用地利用配分計画）

- 第 7 条** 市町は、前条第 1 項の規定により作成した農地中間管理事業の対象農用地等のリスト（様式 14）を基に農業委員会に意見を聴取した上で、農用地利用配分計画案について（様式 22）及び次に掲げる書類を作成し、公社に提出するものとする。また、借受希望者が施設又は樹木を設置する（施設又は樹木が設置された農用地等を借受ける）場合は、原状回復に関する確認書（参考様式 1-1）の作成に協力し、適切な指導及び助言を行うものとする。
- (1) 農地中間管理事業の対象農用地等のリスト（様式 14）
 - (2) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（様式 23-1 又は 2、3）
 - (3) 貸付に係る確認書（様式 24）
 - (4) 原状回復に関する確認書（参考様式 1-1）
- 2 公社は、農用地利用配分計画の作成に当たり、市町が作成した案を基に農用地等の貸付先を決定し、次に掲げる書類（貯金口座振替依頼書は、利用権の種類が賃借権の場合のみ。農作業農産物販売受委託契約書は、農業次世代人材投資資金等の交付要件を満たすために必要と認められる場合のみ。）について、借受希望者（利用権の設定を受ける者）の署名又は記名押印を求めるものとする。また、借受希望者が施設又は樹木を設置する（施設又は樹木が設置された農用地等を借受ける）場合は、原状回復に関する誓約書（参考様式 1-2）及び原状回復に関する連帯保証人承諾書（参考様式 1-3）の提出を求めるものとする。
- (1) 農用地利用配分計画（様式 25）
 - (2) 共通事項（様式 26）
 - (3) 貯金口座振替依頼書（様式 27）
 - (4) 農地中間管理事業をご活用される担い手の皆様へ（様式 28）
 - (5) 農作業農産物販売受委託契約書（様式 29）
 - (6) 原状回復に関する誓約書（参考様式 1-2）
 - (7) 原状回復に関する連帯保証人承諾書（参考様式 1-3）
- 3 公社は、事業規程第 5 の 5 の規定に基づき、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者（利用権の設定を受ける者）に対し、共通事項（様式 26）の交付により説明を行うものとする。また、農地中間管理権の設定が 15 年以上である場合は、機構関連農地整備事業説明書（様式 21）の交付により説明を行うものとする。
- 4 公社は、法第 18 条第 3 項の規定に基づき、利害関係人からの意見を聴取するため、農用地利

用配分計画案の概要について（様式 30-1）を公社ホームページ上で公表し、農用地利用配分計画案に対する意見書（様式 30-2）により利害関係人からの意見を募るものとする。また、利害関係人の意見は、農用地利用配分計画案に対する意見聴取の結果について（様式 30-3）により取りまとめるものとする。

- 5 公社は、法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用配分計画を定め、農用地利用配分計画の認可について（様式 31）を作成し、農用地利用配分計画案に対する意見聴取の結果について（様式 30-3）を添えて、県知事への認可申請を行うものとする。

（土地改良事業地区における取組）

第 8 条 土地改良法第 3 条に規定する土地改良事業に参加する資格を有する者（以下「3 条資格者」という。）又は 3 条資格者たる農業経営体（具体的には、大規模農家、農業生産法人等）は、土地改良事業地区における農地中間管理事業の実施に当たり、農用地等に設定する利用権の種類が賃借権の場合は、市町及び公社と協議の上、農用地等に係る賃借料の発生する時期を決定するものとする。なお、市町及び公社は、次のとおり手続を行うものとする。

- (1) 市町は、前 6 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を作成するときは、土地改良事業の実施に伴う農用地利用集積計画の特約事項（様式 32-1）について、貸出希望者（利用権の設定をする者）の署名又は記名押印を受けた後、公社に提出するものとする。
 - (2) 公社は、前 7 条第 2 項の規定により農用地利用配分計画を作成するときは、土地改良事業の実施に伴う農用地利用配分計画の特約事項（様式 32-2）について、借受希望者（利用権の設定を受ける者）の署名又は記名押印を求めるものとする。
- 2 土地改良法第 89 条の 2 第 6 項の規定に基づき従前の土地に代わるべき一時利用地の指定が行われた日又は土地改良法第 54 条の規定に基づき換地処分が行われた日の後、公社は、農用地等の貸付者に対し一時利用地又は換地の借賃の決定について（様式 33）を通知するものとする。

（契約の変更）

第 9 条 農用地等の貸付者又は借受者は、公社と利用権を設定した内容について変更の希望がある場合は、利用権設定内容変更申出書（様式 34）（以下「変更申出書」という。）を公社に提出するものとする。

- 2 公社は、前項の変更申出書が、貸付者及び借受者の協議による合意に基づくものであり、内容が適当と認められる場合は、農用地利用集積計画又は農用地利用配分計画の変更契約書（様式 35）（以下「変更契約書」という。）を作成し、貸付者及び借受者双方に署名又は記名押印を求めるものとする。
- 3 公社は、前項の変更契約書を受領後、農用地利用集積計画又は農用地利用配分計画に定める事項について変更の契約を締結した場合は、次のとおり手続を行うものとする。
 - (1) 県に対し、農用地利用配分計画に定める事項の変更点とその内容を報告する。
 - (2) 市町に対し、農用地利用集積計画に定める事項の変更点とその内容を報告する。
 - (3) 貸付者に対し、変更契約書の原本 1 部を送付する。
 - (4) 借受者に対し、変更契約書の原本 1 部を送付する。
- 4 借受者が集落営農法人であり、総会において賃借料の変更に係る決議が可決された場合は、

変更申出書及び次に掲げる書類を作成し、公社に提出するものとする。なお、公社が行う手続きは、前2項に準ずるものとする。

- (1) 総会議事録の写し
- (2) 変更後の賃借料が記載された土地の明細書又はそれに代わる書類

5 市町は、貸付者又は借受者から公社と利用権を設定した内容について変更する旨の連絡を受けた場合は、速やかにその旨を公社に連絡するものとする。

(合意解約)

第10条 農用地等の貸付者又は借受者は、公社と利用権を設定した農用地等について解約の希望がある場合は、解約申出書（様式34）を公社に提出するものとする。

2 公社は、前項の解約申出書が、貸付者及び借受者の協議による合意に基づくものであり、内容が適当と認められる場合は、土地賃貸借合意解約契約書（様式36）（以下「合意解約書」という。）及び農地等賃貸借解約等通知書（様式37）（以下「解約通知書」という。）を作成し、貸付者及び借受者双方に署名又は記名押印を求めるものとする。

3 公社は、前項の合意解約書及び解約通知書を受領後、農用地利用集積計画又は農用地利用配分計画に定める農用地等について解約した場合は、次のとおり手続を行うものとする。

- (1) 県に対し、借受者ごとの解約した農用地等の筆数及び面積を報告する。
- (2) 市町に対し、解約通知書の写しを送付する。
- (3) 農業委員会に対し、解約通知書の原本1部を送付する。
- (4) 貸付者に対し、合意解約書の原本1部を送付する。
- (5) 借受者に対し、合意解約書の原本1部を送付する。

4 市町は、貸付者又は借受者から公社と利用権を設定した農用地等について解約する旨の連絡を受けた場合は、速やかにその旨を公社に連絡するものとする。

(貸付者・借受者の異動)

第11条 貸付者の死亡に伴い相続が発生した場合、相続人は、速やかに公社に連絡するものとし、次のとおり手続を行うものとする。

- (1) 相続登記が完了した場合は、相続人が変更申出書（様式34）を作成し、不動産登記簿謄本（登記事項証明書）の写しを添えて、公社に提出するものとする。また、公社は相続人に対し口座振込依頼書兼委任状（様式17）への署名又は記名押印を求めるものとする。
- (2) 相続登記が未了の場合は、相続人が変更申出書を作成し、印鑑証明書の原本又は遺産分割協議書の写し（原本還付）を添えて、公社に提出するものとする。また、公社は相続人に対し口座振込依頼書兼委任状への署名又は記名押印を求めるものとする。

2 借受者の死亡に伴い相続が発生した場合、相続人は、速やかに公社に連絡するものとし、次のとおり手続を行うものとする。

- (1) 利用権の種類が賃借権であり、相続者が継続して営農を行う意思がある場合は、相続人が変更申出書及び借受申込書（様式3）を作成し、公社に提出するものとする。また、公社は相続人に対し貯金口座振替依頼書（様式27）への署名又は記名押印を求めるものとする。
- (2) 利用権の種類が賃借権であり、相続者に営農を行う意思がない場合は、相続人が相続代表

者として解約申出書（様式 34）を作成し、公社に提出するものとする。また、公社は相続代表者との解約の手続きを行うものとする。なお、市町及び公社は県、関係機関と協力して新たな借受者を探さなければならない。

(3) 利用権の種類が使用貸借による権利の場合は、民法第 597 条第 3 項に基づきその使用貸借は借受者の死亡により終了する。なお、市町及び公社は県、関係機関と協力して新たな借受者を探さなければならない。

3 市町は、貸付者又は借受者の相続人から相続が発生した旨の連絡を受けた場合は、速やかにその旨を公社に連絡するものとする。

（貸借期間の満了）

第 12 条 公社は、農用地利用集積計画に定める貸借期間の満了の 6 ヶ月前までに市町及び貸付者に対し農地の貸借契約の終期について（様式 38-1）を通知するものとする。なお、農用地等を管轄する農業委員会が満了の通知を行う場合は、公社による通知を省略することができる。

2 公社は、農用地利用配分計画に定める貸借期間の満了の 6 ヶ月前までに、借受者に農地の貸借契約の終期について（様式 38-2）を通知するものとする。なお、農用地等を管轄する農業委員会が満了の通知を行う場合は、公社による通知を省略することができる。

（農用地等の利用状況の報告）

第 13 条 公社は、法第 21 条第 1 項の規定に基づき、農用地等の利用状況について確認を取る必要があると判断した場合は、借受者に対し、農用地等の利用状況報告書（様式 39）の提出を求めるものとする。また、提出を求められた借受者は、翌年の 6 月末までに公社に提出するものとする。

（農地に関する情報の提供等）

第 14 条 市町及び公社は、農地中間管理事業の実施に当たり、個人情報保護に関する法律及び関連法令等を遵守し、農地に関する情報を共有し、又は相互に提供するものとする。

2 公社は、農業委員会に対し農地台帳に記録された事項の提供を求める場合は、農地法施行規則第 103 条の規定に基づき、貴農業委員会が有する農地台帳の記録事項の提供について（様式 40）を作成の上、農業委員会へ依頼するものとする。

3 県及び農業委員会は、公社に対し農地中間管理事業による利用権を設定している農地に関する情報の提供を求める場合は、農地法第 51 条の 2 第 2 項の規定に基づき、農地中間管理機構が中間管理権を有する農地情報の提供について（様式 41）を作成の上、公社へ依頼するものとする。

（その他）

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(農地中間管理権の取得及び貸付に係る事務実施要領の廃止)

- 2 農地中間管理権の取得及び貸付に係る事務実施要領（平成26年3月27日制定）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前に廃止前の農地中間管理権の取得及び貸付に係る事務実施要領に基づき借受希望者又は貸出希望者、貸付者、借受者との調整において依頼又は収集を行った書類については、廃止前の要綱は、なお効力を有する。

様式 1

番 号
年 月 日

市 町 長 様

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

借受希望者の募集区域について（照会）

農地中間管理事業に係る借受希望者の募集を行うため、貴市町における募集区域について、様式 2 により、年 月 日までに回答して下さるようお願いいたします。

様式2

番 号
年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

市 町 長

借受希望者の募集区域について（回答）

年 月 日付け第 号で照会のあったこのことについて、別紙募集区域一覧のとおり報告
します。

農用地借受希望申込書

申込年月日 年 月 日

1 借受希望者の概要

| | | | | | |
|------------------------------------|---|----------------|----------------|----------------|--|
| (1) 氏名（法人名・代表者名） | (フリガナ) | | | | |
| (2) 住所（法人所在地） | 〒 | | | | |
| (3) 連絡先（電話番号、FAX番号） | TEL : | | 携帯電話番号 : | | |
| | FAX : | | | | |
| (4) 現在の経営形態等 (該当するものに○をつけて下さい。) | 1 認定農業者（年度内認定見込み者含む） 2 認定新規就農者（年度内認定見込み者含む） 3 基本構想水準到達者 4 人・農地プランの中心経営体 5 水田フル活用ビジョンの担い手 6 その他（ ） | | | | |
| (5) 人・農地プラン | 人・農地プラン名（ ） | | | | |
| (6) 現在の経営状況、主な栽培品目 | 経営状況 | 所有地 (a) | 借受地 (a) | 農作業受託 (a) | |
| | 主な栽培品目 | 主な品目① 面積(a) | 主な品目② 面積(a) | 主な品目③ 面積(a) | |
| (7) 農業従事年数 (法人にあつては設立年月を記載) | 年 月 | | | | |

2 借受希望農用地の内容

| 整理番号 | 市町 | 区域 | 希望地区 | 募集区域内外の別 | 種別 | 面積※1 | ほ場条件 | 借受希望期間※2 | 作付け予定作物 | 借受理由 |
|------|----|----|----------------------|-------------------|------------------------|------|-------------------|----------|---------|-------------------|
| | | | ※「希望地区一覧」から選択してください。 | 該当する項目に○をつけてください。 | 該当する項目に○をつけてください。 | (a) | 該当する項目に○をつけてください。 | (年) | | 該当する項目に○をつけてください。 |
| 1 | | | | 1 募集区域内の農業者 | 1 田 | | 1 ほ場整備済み | | | 1 規模拡大 |
| | | | | 2 募集区域外の農業者 | 2 畑 | | 2 ほ場整備未整備 | | | 2 農地の集約 |
| | | | | | 3 樹園地 | | 3 どちらでも良い | | | 3 新規就農 |
| | | | | | 4 農業用施設用地 (転用を伴わない) | | | | | 4 その他(理由) |
| | | | | | 5 その他 | | | | | |
| 2 | | | | 1 募集区域内の農業者 | 1 田 | | 1 ほ場整備済み | | | 1 規模拡大 |
| | | | | 2 募集区域外の農業者 | 2 畑 | | 2 ほ場整備未整備 | | | 2 農地の集約 |
| | | | | | 3 樹園地 | | 3 どちらでも良い | | | 3 新規就農 |
| | | | | | 4 農業用施設用地 (転用を伴わない) | | | | | 4 その他(理由) |
| | | | | | 5 その他 | | | | | |
| 3 | | | | 1 募集区域内の農業者 | 1 田 | | 1 ほ場整備済み | | | 1 規模拡大 |
| | | | | 2 募集区域外の農業者 | 2 畑 | | 2 ほ場整備未整備 | | | 2 農地の集約 |
| | | | | | 3 樹園地 | | 3 どちらでも良い | | | 3 新規就農 |
| | | | | | 4 農業用施設用地 (転用を伴わない) | | | | | 4 その他(理由) |
| | | | | | 5 その他 | | | | | |

3 補足事項

(1) 農地中間管理機構が貸付ける農用地の情報については、(公財)やまぐち農林振興公社のホームページで縦覧し、利害関係人(※3)に対し意見聴取します。

(2) 応募者に関する以下の情報については、農地中間管理事業の推進に関する法律第17条第2項に基づき(公財)やまぐち農林振興公社のホームページに公表します。
 ①氏名、名称 ②希望地域内の農業者、希望地域外の農業者の別
 ③借受希望農用地の種別、面積 ④借受けた農用地に作付けする予定作物

(3) 農用地の貸付先については、山口県農地中間管理事業規程第5に基づき、決定されます。

4 確認事項

下記項目について必ずチェック☑ください。

記載事項の公表について
 同意する

登録の自動更新について
 希望する 希望しない

※1 これから新たに増やしたい希望の面積を記載してください。
 ※2 農地中間管理機構からの農用地の貸付期間は原則10年以上となります。
 ※3 利害関係人とは、当該農用地と同様の募集区域内の農用地について、借受希望の申し出を行った者を指します。

様式 4

年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社
農地中間管理事業部 行

市 町 名
担当者名

借受希望者の応募状況について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 応募状況について

応募者有り ・ 応募者無し

2 新規参入者について

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |

（注 1） 応募状況について、応募者有り・無しの該当する項目に丸印を付けること。
また、応募者有りの場合は、農用地借受希望申込書（様式 3）及び借受希望者の応募者一覧（様式 4 の別紙）を添付すること。

（注 2） 新規参入者について、協議、調整が必要な場合は、該当する者の氏名又は名称を記入すること。

様式4の別紙

借受希望者の応募者一覧

| 借受けを希望する農用地の所在 | | 募集区域 内外の別 (○印を記入) | 氏名又は名称 | 借受けを希望する農用地の状況 | | | 農業経営の状況 (○印を記入) | | | | | | 公表前に 協議を 要する (○印を記入) | | |
|----------------|----|-------------------------|--------|----------------|--------|-------|--------------------|---|---|---|---|---|-------------------------------|---|--|
| 市町 | 区域 | | | 希望地区 | 農用地の種類 | 面積(a) | 作物の種類 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | | ⑥ | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

公募者の概要欄

| | | |
|---|----------------------|--|
| ① | 認定農業者(年度内認定見込み者含む) | <p>留意点</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第17条及び山口県農地中間管理事業規程第3条の規定に基づき、借受希望者に関する以下の事項が公表されます。</p> <p>(1) 借受希望の農用地等の所在地域、種別、面積、農用地等の条件</p> <p>(2) 作付けしようとする作物の種類</p> <p>(3) 借受を希望する期間</p> <p>(4) 借受をしようとする理由(規模の拡大、経営農地の集約化、新規参入等)</p> <p>(5) 現在の農業経営状況(作物ごとの栽培面積等)</p> |
| ② | 認定新規就農者(年度内認定見込み者含む) | |
| ③ | 基本構想水準到達者 | |
| ④ | 人・農地プランの中心経営体 | |
| ⑤ | 水田フル活用ビジョンの担い手 | |
| ⑥ | その他 | |

様式5

借受希望者一覧

| 市町 | 募集区域 | 希望地区 | 氏名又は名称 | 募集区域内外の別 | | 希望する農用地の状況 | | |
|--------------|------|------|--------|----------|-----|------------|--------|--------|
| | | | | 区域内 | 区域外 | 農用地の種類 | 面積(ha) | 作物の種類別 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 〇〇市町 応募経営体数計 | | | | 借受希望面積計 | | | | |

様式 7

年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様
(市町経由)

住 所
氏名又は名称

公表除外申出書

年 月 日に、農地中間管理事業に係る農用地等の借受申込みをしましたが、今般、その借受希望を取り下げます。

つきましては、既登録中の「借受希望者としての公表」を除外としてください。

貸出希望農地登録申請書

申込日 年 月 日

市町農政担当課 御中

| | 農地の所有者 | 連絡のつくご家族等 |
|-------|--------|----------------------|
| フリガナ | | |
| 氏名 | | 農地所有者 との続柄 () |
| 〒 | | |
| 住所 | | |
| 本人TEL | | |
| 携帯 | | |

以下の事項を承諾の上、次の農地の貸付を希望したいので申し出ます。

- 貸付希望農地 裏面のとおりに記載
- 農地の貸し付けに際しての意向
 - 農地の利用方法について
 - 条件をつけない
 - 条件をつける (具体的な条件)
 - 貸出期間について
 - 貸出期間は10年以上を希望
 - 貸出期間に具体的な希望がある (具体的な年数 年)
 - 賃料について
 - 無償 (使用貸借) でもよい
 - 有償を希望する (具体的金額等 10aあたり)
- この申請書で登録できる農地は、市街化区域外の農地に限ります。
- 市町及び農業委員会において再生不能と判定された遊休農地等は申し込むことができません。
- 山口県農地中間管理機構(以下「機構」という。)が農地中間管理権を設定(借入契約を締結)するまでの間は、自ら農地を管理していただきます。
- 農地の借受者の選任は、機構及び市町に一任していただきます。また、借受希望者が見つからない農地は、原則として借入できません。
- この申請書に記載された「個人情報」について、農地中間管理事業の実施を目的として関係機関及び団体等の範囲内で限定的に利用されます。
- この申請書に記載された「農地情報」について、借受希望者への情報提供を目的として機構のホームページで公表されます。

※ この申請は機構への貸出希望の登録であり、機構が農地を借受けたことにはなりません。

貸出希望農地

裏面

| 番号 | 登記名義人 | 市町名 | 大字 | 字 | 地番 | 登記簿 面積(m ²) | 耕作可能 面積(m ²) | (現況) 地目 | ほ場整備 | 進上路 | 境界 | 用排水 | 備考 |
|----|-------|-----|----|---|----|----------------------------|-----------------------------|---------------|------------|----------------|----------------|----------------|----|
| 1 | | | | | | | | 田 畑 その他 | 実施済 未実施 | 有り 無し 不明 | 有り 無し 不明 | 有り 無し 不明 | |
| 2 | | | | | | | | 田 畑 その他 | 実施済 未実施 | 有り 無し 不明 | 有り 無し 不明 | 有り 無し 不明 | |
| 3 | | | | | | | | 田 畑 その他 | 実施済 未実施 | 有り 無し 不明 | 有り 無し 不明 | 有り 無し 不明 | |
| 4 | | | | | | | | 田 畑 その他 | 実施済 未実施 | 有り 無し 不明 | 有り 無し 不明 | 有り 無し 不明 | |
| 5 | | | | | | | | 田 畑 その他 | 実施済 未実施 | 有り 無し 不明 | 有り 無し 不明 | 有り 無し 不明 | |
| 6 | | | | | | | | 田 畑 その他 | 実施済 未実施 | 有り 無し 不明 | 有り 無し 不明 | 有り 無し 不明 | |
| 7 | | | | | | | | 田 畑 その他 | 実施済 未実施 | 有り 無し 不明 | 有り 無し 不明 | 有り 無し 不明 | |
| 8 | | | | | | | | 田 畑 その他 | 実施済 未実施 | 有り 無し 不明 | 有り 無し 不明 | 有り 無し 不明 | |
| 9 | | | | | | | | 田 畑 その他 | 実施済 未実施 | 有り 無し 不明 | 有り 無し 不明 | 有り 無し 不明 | |
| 10 | | | | | | | | 田 畑 その他 | 実施済 未実施 | 有り 無し 不明 | 有り 無し 不明 | 有り 無し 不明 | |

※ご提出の際は、以下のいずれかの書類を添付してください。

- ・「固定資産税課税明細書」の写し
- ・「農地台帳」の写し

番 号
年 月 日

借受希望者（受け手） 様

〇〇市町農政担当課長

農地中間管理事業における貸付希望農用地等の借受意向確認について

貴殿が借受希望されておられる希望地域において、下記の農用地等の貸付希望の申出がありました。

つきましては、当該農地の借受意向確認を行いますので、**借受を希望される意向がある場合は、〇月〇日（〇）までに下記「連絡先」までご連絡ください。**

なお、借付にあたっては「山口県農地中間管理事業規程」に基づき処理を進めることとなりますので、当該農地の借受希望者が複数おられる場合は、優先順位を付した上で、当該順位にしたがって協議を行うこととなります。

この借受意向確認で農用地等の貸付を確約するものではありません。

記

1. 貸し出し希望農用地等

| 所在地 | 地目 | 登記面積（㎡） | 耕作可能面積（㎡） | 内容 | 整備状況 |
|-----|----|---------|-----------|----|------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

2. 所有者の利用方法等の意向

3. 連絡先

4. 備考

山口県農地中間管理事業規程抜粋

2 優先配慮の原則

(1) 機構は、担い手が利用する農地の集約化を促進し、又は当該区域内で既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の経営発展に資する観点から、次に掲げる場合は、貸付先の決定に当たり優先的に取り扱うものとする。

① 区域内の経営体相互間又は経営体とそれ以外の者との間で利用権の交換を行おうとする場合

② 集落営農の構成員が当該集落営農に利用させることを目的として機構に農用地等を貸し付ける場合

③ 貸付けを希望する農用地等に隣接して農業経営を行っている借受希望者がいる場合

(2) (1)の③に該当する借受希望者が複数いる場合は、各借受希望者の希望と当該農用地等の条件との適合状況、地域農業の発展への寄与度、人・農地プランの内容等に基づき優先順位を付した上で、当該順位に従って協議するものとする。

様式 13

番 号
年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 殿

市 町 長

農地中間管理事業の対象農用地等について（送付）

山口県農地中間管理事業事務実施要領第 6 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業の対象農用地等のリストを作成したので、関係書類を添えて提出します。

- 添付書類：(1) 利用権設定申出書兼農用地利用集積計画（様式 15）
(2) 共通事項（様式 16）
(3) 口座振込依頼書兼委任状（様式 17）
(4) 委任状（様式 18）
(5) 相続関係説明図（様式 19）又は遺産分割協議書の写し（原本還付）

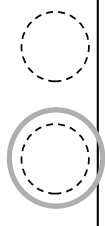
（注 1）農地中間管理事業の対象農用地等のリストは、電子データをメールに添付して公社へ送ってください。

（注 2）口座振込依頼書兼委任状は、利用権の種類が賃借権の場合のみ添付してください。

（注 3）委任状及び相続関係説明図は、所有権が数人の共有に係る土地の場合のみ添付してください。

（注 4）遺産分割協議書については、所有権が数人の共有に係る土地の場合であって、相続人が提出することに了承された場合のみ添付してください。

利用権設定申出書兼農用地利用集積計画



1 各筆明細

| | | | | | | | |
|-------|---------------------------|-------------|-------------------------|-------------|---------------------------|-----------------------|----------------|
| 整理番号 | 利用権の設定を受ける者の 氏名及び住所(乙) | 氏名又は名称 | 公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長 | [同意印] | 住所 | 山口県山口市葵二丁目5番69号 | |
| | 利用権を設定する者の 氏名及び住所(甲) | 氏名又は名称 | | [同意印] | 住所 | 電話番号 () | |
| 所在：市町 | 利用権を設定する土地 | | 設定する利用権 | | 利用権を設定する土地の (甲)以外の権原者等 | | |
| | 現況 地目 | 登記面積 (㎡) | 登記面積のうち 契約面積(㎡) | 耕作面積 (㎡) | 利用権 の種類 | 借賃 年額(円) 物納(kg) | 借賃の 支払方法 |
| | | | | 内容 | 始期 | 終期 | 氏名 又は 名称 |
| | | | | 内容 | | | 住所 |
| | | | | 内容 | | | 権原の 種類 |
| | | | | 内容 | | | 同意印 |
| | | | | 内容 | | | 備考 |

様式16

- 2 共通事項
 - (1) 利用権の設定
この農用地利用集積計画(以下「本計画」という。)に定めるところにより設定される利用権は、1の各条明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (2) 借賃の変更
1の各条明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の利用権は、本計画の公告により設定される。
 - (3) 借賃の支払満了
本計画に定めた後に、農業委員会の提供などの情報をもとに借賃の変更をする場合には、利用権を設定する者(以下「甲」という。)及び利用権の設定を受ける者(公益財団法人やまぐち農林振興公社。以下「乙」という。)が協議して定める額に変更することができる。
 - (4) 甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため支払期日までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
 - (5) 乙は、当該土地を甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させる。
 - (6) 借賃の減額
災害その他の不可抗力により収益が減少し、1の各条明細に定められた借賃の額より少ない収益となり、当該土地の転借人から乙に対しその収益の額に至るまでの減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合は、乙は甲に対して減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとする。
 - (7) 障害の除去
修繕及び改良
甲は、当該土地の修繕及び改良が土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。
 - (8) 甲は、乙又は転借人の責に帰すべき事由によらないで当該土地の損耗については、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するとき、又は甲において修繕することができない場合で乙が甲の同意を得たときは、乙が修繕し、又は転借人に修繕させることができる。
 - (9) 乙は、甲の同意を得て転借人に当該土地の改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、甲の同意を要しない。
 - (10) 修繕費又は改良費の負担及び償還並びに償還すべき有益費については、甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとする。
 - (11) 附属物の設置等
転借人が、当該土地に果樹等の永年作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、市町及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得るものとする。また、転借人が附属物の設置をした場合において、利用権が終了したときは、転借人は甲に対して直接附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。
 - (12) 甲は、乙が(7)の乙による場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求しない。
 - (13) 転借人は甲に償還請求することができる。
 - (14) 天災地変その他甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権は終了する。
 - (15) 甲は、当該土地に対する固定資産税その他の租税を負担する。
 - (16) 乙は、当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。
 - (17) 甲は、当該土地に排水及び土地改良等に必要経費は、原則当該土地改良区の決定による。
 - (18) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町(農業委員会)が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
 - (19) 甲及び乙は、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。
 - (20) 乙は、転借人に対し、本計画の定めるところにない事項は、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。
 - (21) 甲及び乙は、本計画の定めるところにない事項は、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。
 - (22) 乙は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条第1項又は第2項に該当するときは、県知事の承認を受けて利用権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
 - (23) 本計画の記載内容について
個人情報の取扱内容について
本計画の記載内容について
関係機関に情報提供をする場合がある。
 - (24) 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
 - (25) その他
本計画に定めのない事項及び本計画にない疑義が生じたときは、甲、乙、及び市町が協議して定める。

口座振込依頼書兼委任状



申出日 年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

契約者

(認印可)

| | | |
|------|--|---|
| 住所 | | 印 |
| 氏名 | | |
| 電話番号 | | |

私【契約者】は、公益財団法人やまぐち農林振興公社が支払う土地の賃借料を口座振込によって受領したいので、下記の口座への振込を依頼します。

振込口座

| | | | | | |
|--|--|-----------------------|--|----|-------------|
| 金融機関名 | | 本・支店名 | | | |
| 農協 銀行 信用組合 | | 本店・本所 支店・支所 出張所 | | | |
| 預金種目 | | 口座番号(7ケタ右詰) | | | |
| 1 普通(営農) ・ 2 当座 ・ 3 貯金 | | | | | |
| 口座名義(カタカナ) | | | | | |
| ゆうちょ銀行を振込先にご指定の場合 (ゆうちょ銀行の方のみ、ご記入してください) | | 記号 | | 番号 | |
| | | | | | |
| 契約者及び口座名義人以外で 連絡のつくご家族の方 ご指定の振込口座へ振込ができなかった場合 (例:口座解約、口座閉鎖等)、公社から連絡 するために使用させていただきます | | 電話番号 | | | 契約者との 続柄 |
| | | 氏名 | | | |
| | | 住所 | | | |

..... 契約者以外の口座への振込による受領を希望される場合、下記へご記入ください。

私【契約者】は、下記の者を代理人と定め土地の賃借料の受領に関する一切の権限を委任します。

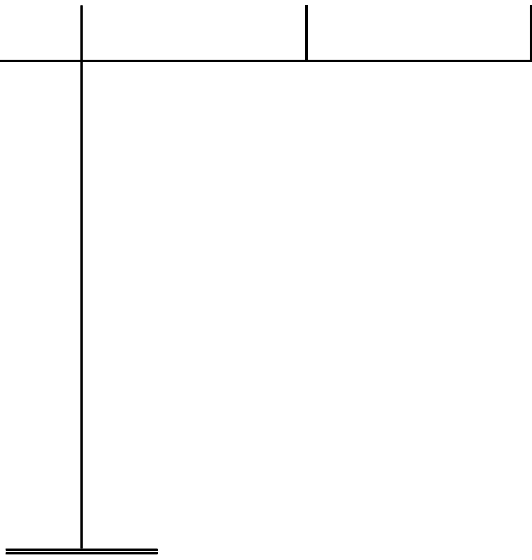
受任者

| | | | | | |
|--------|------|---|------|---|-------------|
| 住所 | 郵便番号 | - | 電話番号 | - | - |
| | | | | | |
| (フリガナ) | | | | | 契約者との 続柄 |
| 氏名 | | | | | |

様式19

被相続人 ○○○○ 相続関係説明図

被相続人



市 町 長 様

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長
(公 印 省 略)

農地中間管理権の取得に係る利用権設定の申出について（依頼）

山口県農地中間管理事業事務実施要領第6条第2項の規定に基づき、別添のとおり関係書類を送付するので、農業経営基盤強化促進事業による公告の手続きを進めていただきますようお願いいたします。

添付書類： 利用権設定申出書兼農用地利用集積計画（様式15）

補足事項： 原本1部は貴市町の保管用
写し1部は利用権を設定する者の保管用

公益財団法人やまぐち農林振興公社
農地中間管理事業部
〒753-0821 山口市葵二丁目5番69号
担当者： ○○
電 話： 083-924-0067

機構関連農地整備事業説明書

〇〇〇〇地区

年 月 日

〇〇市町〇〇〇〇課

公益財団法人やまぐち農林振興公社

1 機構関連農地整備事業について

山口県では、公益財団法人やまぐち農林振興公社が、県知事から農地中間管理機構（以下「機構」という。）の指定を受け、各市町の業務推進の協力を得て、農地の集積・集約化を進める農地中間管理事業に取り組んでいます。

機構関連農地整備事業は、この機構が借り受けている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、山口県が農業者の費用負担を求めずに農地整備を行うことができる事業です。

機構に15年以上の借受期間を設定して貸し付けた農用地等については、機構関連農地整備事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

2 機構関連農地整備事業の内容について

- ① 機構関連農地整備事業の対象となる農用地等は、機構の借受期間が機構関連農地整備事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものです。
- ② 機構関連農地整備事業は、山口県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担を求めずに農地区画整備とそれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う事業です。
- ③ 事業実施地域については、山口県が各市町・地域の農地の状況や担い手への集積・集約化の計画、将来の営農計画等を考慮した上で決定されます。

3 留意事項について

- ① 機構関連農地整備事業が実施された農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。
- ② 機構関連農地整備事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、自らの都合で一方向的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した経費の全部）が徴収されます。

上記について説明を受けました。

※ご署名をお願いいたします。

| | |
|-------------|--|
| (所有者) 氏名 | |
|-------------|--|

様式 22

番 号
年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 殿

市 町 長

農用地利用配分計画案について

山口県農地中間管理事業事務実施要領第7条第1項の規定に基づき、農用地利用配分計画案を作成したので、関係書類を添えて提出します。

- 添付書類：(1) 農地中間管理事業の対象農用地等のリスト（様式 14）
(2) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（様式 23-1 又は 2、3）
(3) 貸付に係る確認書（様式 24）

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（個人）

| 整理番号 | 氏名又は名称 | 性別 | | 年齢 | 歳 | 農作業従事日数 | | 日 | |
|---|--|-------------------------------------|----------------------------|--------------------------------------|------------------------|----------------------------|----|-----------------------------|----|
| | | 賃借権の設定等を受ける者の世帯員の状況 (D) | 賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E) | | | 種類 | 数量 | | 種類 |
| 賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) | 賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) | 賃借権の設定等を受ける者の主たる経営作目の状況 (C) | | 賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農業従事者及び雇用労働力の状況 (D) | | 賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E) | | 賃借権の設定等を受ける者の主な農具の所有の状況 (F) | |
| | | 農地 | 農地 | 世帯員 | 農業専従者 (うち15歳以上65歳未満の者) | 種 | 量 | 種 | 量 |
| | | 採放牧地 | 採放牧地 | 男 | 農業従事者 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| その他 | その他 | 女 | 主として農業に従事する者 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| 賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G) | | 例：地区内の農地の集約化が図られ、効率的な農業経営を行うことができる。 | | | | | | | |

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用貸借権の設定を受ける面積を記載する。また、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が3つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設用の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (B) 欄は、賃借権の設定等を受ける者の既存の農業経営の面積を記載する。なお、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用貸借権の設定を受ける面積 (A) 欄の面積) は除く。
- (4) (C) 欄は、主たる経営作目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (5) (D) 欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のある者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（農地所有適格法人）

| 整理番号 | | 法人の名称 | | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況 (C) | | 賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (F) | | 賃借権の設定等を受ける者の主な農具の所有の状況 (G) | |
|---|----------------|--|----------------|--|--|-------------------------------|--|--------------------------------|--|
| 賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) | | 賃借権の設定等を受け る者が耕作又は養畜の 事業に供している農用 地の面積 (B) | | <input checked="" type="checkbox"/> 当該法人に係る農用地利用配分計画を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握しているため、省略する。 <input type="checkbox"/> | | 種類 | | 数量 | |
| 農地 | m ² | 農地 | m ² | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況 (D) | | 種類 | | 数量 | |
| 採草放牧地 | m ² | 農地 | m ² | <input checked="" type="checkbox"/> 当該法人に係る農用地利用配分計画を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握しているため、省略する。 <input type="checkbox"/> | | 種類 | | 数量 | |
| その他 | m ² | 採草放牧地 | m ² | 賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況 (E) | | 種類 | | 数量 | |
| 賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は用地の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H) | | | | <p>例：地区内の農地の集約化が図られ、効率的な農業経営を行うことができる。</p> | | | | | |

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積を記載する。また、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用賃借権の設定、移転が3つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (B) 欄は、賃借権の設定等を受ける者の既存の農業経営の面積を記載する。なお、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積 (A) 欄の面積) は除く。
- (4) (C)、(D)、(E) 欄は、賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人に係る農用地利用配分計画を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握している場合は、省略できる。
- (5) 農地所有適格法人が初めて農地中間管理機構から賃借権の設定等を受ける場合、定款の写しを添付すること。ただし再度賃借権の設定を受ける際、当該法人の定款に変更がない場合は、定款の写しの添付は省略できる。

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（農地所有適格法人以外の法人）

| 整理番号 | 法人の名称 | 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（農地所有適格法人以外の法人） | | 賃借権の設定等を受ける者の主たる生産作物 | | 賃借権の設定等を受ける者の主な畜産の飼育状況 (F) | | 賃借権の設定等を受ける者の主な農業機械の所有の状況 (G) | |
|------|-------|---|--|-------------------------------------|-----|----------------------------|----------|-------------------------------|-----|
| | | 賃借権の設定等を受ける者が耕作又は兼営の事業に供している農用地の面積 (A) | 賃借権の設定等を受ける者が耕作又は兼営の事業に供している農用地の面積 (B) | 取得前 | 取得後 | 種 類 | 数 量 | 種 類 | 数 量 |
| | | 農 地 | 農 地 | 賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D) | | 種 類 | 数 量 | 種 類 | 数 量 |
| | | 採草放牧地 | 採草放牧地 | 氏名 | 役職名 | 住所 | 年間農業従事日数 | | |
| | | その他 | その他 | | | | 前年実績 | 見込み | |
| | | | | 雇用労働力（年間延日数） (E) | | | | | 人日 |
| | | 賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は用地の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H) | | 例：地区内の農地の集約化が図られ、効率的な農業経営を行うことができる。 | | | | | |

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A)欄は、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用貸借権の設定を受ける面積を記載する。また、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が3つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (B)欄は、賃借権の設定等を受ける者の既存の農業経営の面積を記載する。なお、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用貸借権の設定を受ける面積（(A)欄の面積）は除く。
- (4) (C)欄の「賃借権等の設定を受ける法人の主たる生産作物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えるものと認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (5) (D)欄の「住所」欄には、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で、実質的に業務執行の権限を有し、地域との調整役として対応できる者が生活の本拠としている場所を記載する。
- (6) 農地所有適格法人が初めて農地中間管理機構から賃借権の設定等を受ける場合、定款の写しを添付すること。ただし再度賃借権の設定を受ける際、当該法人の定款に変更がない場合は、定款の写しの添付は省略できる。

貸付に係る確認書

| | |
|----------------------------------|---|
| 貸付候補対象農用地等について 貸出希望リスト NO | 公募者の決定基準の確認…基本事項の「該当事項」に○を記入 優先順位の確認…基本事項及び優先事項の「該当事項」に○を記入 に係る農用地等 |
|----------------------------------|---|

| 貸付先決定ルールにおける 確認事項 | | 借受希望者 | | | |
|---|---|----------|---------|----------|---------|
| | | 氏名 | | 氏名 | |
| | | 募集区域内外の別 | 区域内・区域外 | 募集区域内外の別 | 区域内・区域外 |
| | | 農業者種別 | | 農業者種別 | |
| 基本事項 | 当該農用地等の貸付けが借受希望者の経営規模の拡大又は分散錯圖の解消に資するものである。 | | | | |
| | 当該農用地等の貸付けは、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている他の農業者の経営に支障を及ぼすものでない。 | | | | |
| | 貸付後も全農地を効率的に利用すると認められる。 | | | | |
| | 効率的かつ安定的な農業経営を目指す新規参加者である。 | | | | |
| | 「人・農地プラン」の内容が十分考慮されている。 | | | | |
| 優先事項 | 貸し付ける農用地等が既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者が利用していた農用地等であり、今後も引き続き当該農業者が借り受ける農用地等である。 | | | | |
| | 貸し付ける農用地等が地域内での利用権の交換等により面的集積の対象となる農用地等である。 | | | | |
| | 集落営農に利用させることを目的として機構に農地を貸し付ける | | | | |
| | 貸付を希望する農用地等に隣接して農業経営を行っている者である場合の優先度 | | | | |
| | 1 経営農地との位置関係、水利関係等 | | | | |
| | 2 当該農用地の利用条件の適合状況 | | | | |
| | 3 地域農業の発展への寄与度 | | | | |
| | 4 「人・農地プラン」の掲載内容の優先順位 | | | | |
| 土地基盤整備事業その他農地の条件整備に係る事業が、事業計画を策定する段階から農地の経営体を定めて実施されている | | | | | |
| 出し手と受け手の間で貸し借りの協議が計画されている場合。 | | | | | |
| 順位 | | | | | |

貸付決定又は優先順位に係る特記事項

※ 「農業者種別」は、借受希望者欄に、次の該当分を記入（複数記入有り）

| | | |
|----------------------|------------------------|-------------|
| 1 認定農業者（年度内認定見込み者含む） | 2 認定新規就農者（年度内認定見込み者含む） | 3 基本構想水準到達者 |
| 4 人・農地プランの中心経営体 | 5 水田フル活用ビジョンの担い手 | 6 その他 |

様式26

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、1 の各筆明細に定めるものほか、次の定めるところによる。

- (1) 転貸又は譲渡
1 の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）より賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）を受ける者（以下「乙」という。）は、賃借権の設定等を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

- (2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

- (3) 修繕及び改良

ア 当該土地の修繕及び改良が土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。

イ 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗については、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができるときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

- ウ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

- (4) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）を設置を行う場合には、市町及び農業委員会に事前に相談を行い、土地所有者の同意を得るものとする。

また、乙が附属物の設置をした場合において、賃借権又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接附属物を取去する義務を負い、甲は土地所有者に対して取去の義務を負わない。

イ アの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を取去しないことに同意している場合に限り、乙は取去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に償還請求することができる。

- (5) 租税公課等の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 乙は、当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ かんがい排水及び土地改良等に必要経常費は、原則当該土地改良区の決定による。

- (6) 賃借権又は使用貸借の終了

天災地変その他甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃借権又は使用貸借は終了する。

- (7) 当該土地の返還

ア 賃借権又は使用貸借による権利が終了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。（附属物の取扱いについては(4)による。）ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によつて生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

- (8) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

- (9) 権利取得者の責務

ア 乙は、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的適正に利用しなければならない。

イ 乙は、甲から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。

- (10) 賃借権又は使用貸借の解除

1 の各筆明細に定める甲による賃借権の設定等を受けた土地については次のいずれか該当するときは、甲は当該土地に係る賃借権又は使用貸借を解除することができる。

ア 当該農用地等を適正に利用していないとき。

イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

ウ 正当な理由なく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。

- (11) 個人情報取扱について

本計画の記載内容について、県、市等関係機関に情報提供をする場合がある。

- (12) 機密関連事業について

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

- (13) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び県が協議して定める。

貯金口座振替依頼書

農協 **支所 御中**

(やまぐち農林振興公社経由)

年 月 日

| | | | |
|-----------|------------|--|-------|
| 支 払 先 | やまぐち農林振興公社 | 支払金の 種 類 | 利 用 料 |
| 預 金 者 | 住 所 | 〒 ー (電話 - -) | |
| | フリガナ | ※ | |
| | 氏 名 | 印 | |
| | 契約者との続柄 | 本人 ・ その他 () | |
| 契 約 者 氏 名 | | | |

※ 農協への届出印をお願いします。

私は、上記の利用料をつぎにより口座振替によって支払うこととしたいので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

| 指 定 口 座 | 農協 支所 | 種 目 | | 口 座 番 号 | | | | | | 振 替 日 |
|---------|--------------|-----|---|---------|--|--|--|--|--|-------|
| | | 普通 | 1 | | | | | | | |
| 当座 | 2 | | | | | | | | | |
| その他 | 3 | | | | | | | | | |

記

1. 私が支払うべき利用料について貴組合に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書に記載された金額を貯金口座から引落しのうえ、お支払いください。なお、振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても異議ありません。
2. 貯金の引落としにあたっては、当座勘定約定書または貯金規定にかかわらず小切手の振出または、貯金通帳及び貯金払戻請求書の提出はいたしません。
3. 貯金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく請求書を返却されてもさしつかえありません。
4. 貴組合の都合により、振替日の前営業日又は前々営業日に貯金口座から引落されてもさしつかえありません。
5. この契約は、貴組合が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議ありません。
6. この貯金口座振替について、かりに紛議が生じても貴組合の責によるものを除き、貴組合にはご迷惑をかけません。

農地中間管理事業をご活用される担い手の皆様へ

公益財団法人やまぐち農林振興公社

この度、農地中間管理事業を活用され、公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）との農地貸借契約を開始されますので、下記の事項について、ご承知おきください。

記

1 機構への毎年の借賃の支払について

(1) 金納の場合

毎年11月10日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に、ご指定の農協口座から口座振替の引き落としを行いますので、口座振替の前日までの入金をお願いいたします。

(2) 物納の場合

毎年12月末日までに、直接、土地所有者に対し物品納入くださいますようお願いいたします。また、納入後は「利用料（物納）納入確認書」を公社に対しご報告ください。

2 利用状況報告について

公社から「利用状況報告」の提出を求められた場合、速やかにご提供くださいますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

3 契約内容の変更について

契約者、農地の面積、利用料等に伴う変更がある場合、公社までご連絡ください。

連絡先
公益財団法人やまぐち農林振興公社
農地中間管理事業部
TEL:083-924-0067 FAX:083-924-5719

農作業・農産物販売受委託契約書

委託者 公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）とは、この契約書の定めるところにより、農作業及び農産物販売の受委託契約を1通作成し、甲がこれを保有し、乙にその写しを交付する。

年 月 日

委託者 住所 山口県山口市葵二丁目5番69号

氏名 公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長 印

受託者 住所

氏名 印

（農作業委託）

第1条 甲は、乙に対して、別表に記載する農用地等について、作目ごとに次の農作業を委託し、乙はこれを受託する。

- 一 水稻 耕起・代掻き、田植、稲刈・脱穀、乾燥調製
- 二 麦 耕起・整地、播種、収穫
- 三 大豆 耕起・整地、播種、収穫
- 四 野菜 耕起・整地、播種、防除、除草、収穫
- 五 果樹 せん定・整枝、施肥、摘花(果)、防除、除草、収穫

（販売委託）

第2条 甲は、乙に対し、前条に定める農用地等において生産・収穫された農産物の販売を委託し、乙はこれを受託する。

（精算額の支払）

第3条 乙は、前条により甲が乙に販売を委託した農産物の販売収入（以下「販売収入」という。）のうち、甲に金 円を清算金として 月 日までに支払うものとする。

（農業共済）

第4条 乙は、本契約による水稻及び麦、大豆の作付地を対象として、農業共済に加入するものとする。農業共済の掛金は、乙の負担とする。

（経営所得安定対策）

第5条 乙は、本契約に係る農用地等を対象として、経営所得安定対策に基づく各種交付金交付手続きを行い、交付金は乙が受領するものとする。

(契約期間)

第6条 本契約の有効期間は、 年 月 日 から 年 月 日 までとする。

(賃貸借契約への移行)

第7条 甲は、本契約締結と同時に、乙に対する賃借権設定のための事務手続きを行うこととし、乙もそれに同意する。

2 前項による賃借権設定の事務が終了し、賃貸借契約が成立したときは、本契約による権利義務は消滅するものとする。

(損害賠償)

第8条 前条の甲の乙に対する賃借権設定事務が、甲の責めによらない理由により実現できないときは、乙は本契約に定める義務を誠実に履行するとともに、甲に対し、何らの損害賠償も請求しないものとする。

農用地利用配分計画案に対する意見書

(提出先)

宛 先：公益財団法人やまぐち農林振興公社 農地中間管理事業部 行
 住 所：〒753-0821 山口県山口市葵二丁目5番69号
 F A X：083-924-5719

※太線枠内へのご記入をお願いいたします。

公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長 殿

年 月 日

| | | | | |
|----------------------|-------------------------------------|----|----|----|
| 氏名 (法人名・代表者名) | | | | |
| 住所 (法人所在地) | | | | |
| 電話番号 | () | | | |
| 確認欄 | <small>該当する場合、□に✓印を付けてください。</small> | | | |
| ご意見のある 農用地利用配分計画案 | 農用地利用配分計画案 (年 月 日付け縦覧開始) | | | |
| ご意見のある 農地の所在 | 市・町 | 大字 | 小字 | 地番 |
| ご意見 (※注2) | | | | |

※注1：利害関係人とは、農用地利用配分計画に定める農用地と同様の募集区域内の農用地について借受希望の申し出を行った者を指す。

※注2：ご提出いただいたご意見については、個別回答はしておりませんので、ご了承ください。

農用地利用配分計画案に対する意見聴取の結果について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条3項に基づき、農用地利用配分計画を定めるにあたり、以下のとおり、利害関係人の意見聴取を実施しました。

1 定める農用地利用配分計画の方式

農用地利用配分計画 ・ 農用地利用集積計画一括方式

2 意見聴取の期間及び方法

(1) 期間

年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）までの計 日間

(2) 方法

公益財団法人やまぐち農林振興公社農地中間管理事業部のホームページに農地用利用配分計画の案を縦覧した。

3 提出された意見

(1) 意見の有無

意見あり ・ 意見なし

- - - 以下、意見がある場合に記載すること。 - - -

(2) 意見の概要

- ・ 提出者 _____
- ・ 提出年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- ・ 対象の農用地等 _____
- ・ 意見の内容

注：提出された意見に対して農用地利用配分計画の修正の有無並びに、その理由を記載すること

様式 31

番 号
年 月 日

山口県知事 様

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

農用地利用配分計画の認可について（申請）

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記の者との農用地利用配分計画を認可されるよう関係書類を添えて申請します。

記

| 整理番号 | 利用権設定を受ける者の氏名又は名称 |
|------|-------------------|
| | |
| | |

土地改良事業の実施に伴う農用地利用集積計画の特約事項

農用地利用集積計画に付する特約について、次に定めるところによるものとする。

- 1 権利の種類
利用権を設定する土地の権利の種類は、賃貸借とする。
- 2 借賃の単価
 - (1) 従前の土地に係る10a当たり単価は、○円とする。
 - (2) 一時利用地の使用開始（従前の土地の使用及び収益の停止）の日の後、一時利用地に係る10a当たり単価は、○円とする。
 - (3) 換地処分の後、換地に係る10a当たりの単価は、○円とする。
- 3 借賃の決定に係る通知
利用権の設定を受ける者（公益財団法人やまぐち農林振興公社）は、土地改良事業の実施に伴う一時利用地の指定又は換地処分が行われた場合、利用権を設定する者（土地所有者）に対し、その土地の耕作面積に対する借賃を速やかに通知するものとする。
- 4 借賃の支払開始の年
一時利用地の使用開始の日又は換地処分の後、民法第614条の規定に基づき耕作者がその土地で収穫を行った年から開始する。

以上の事項を付したことの証として、本事項を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

利用権の設定を受ける者)

利用権を設定する者)

印

土地改良事業の実施に伴う農用地利用配分計画の特約事項

農用地利用配分計画に付する特約について、次に定めるところによるものとする。

- 1 権利の種類
利用権を設定する土地の権利の種類は、賃貸借とする。
- 2 借賃の単価
 - (1) 従前の土地に係る10a当たり単価は、○円とする。
 - (2) 一時利用地の使用開始（従前の土地の使用及び収益の停止）の日の後、一時利用地に係る10a当たり単価は、○円とする。
 - (3) 換地処分の後、換地に係る10a当たりの単価は、○円とする。
- 3 一時利用地の指定又は換地処分の報告
利用権の設定を受ける者（転借人）は、土地改良事業の実施に伴う一時利用地の指定又は換地処分が行われた場合、利用権を設定する者（公益財団法人やまぐち農林振興公社）に対し、その旨を速やかに報告するものとする。
- 4 借賃の支払開始の年
一時利用地の使用開始の日又は換地処分の後、民法第614条の規定に基づき耕作者がその土地で収穫を行った年から開始する。

以上の事項を付したことの証として、本事項を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

利用権の設定を受ける者)



利用権を設定する者)

様式33
〒 郵便番号
住所

番 号
年 月 日

氏名 様

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

(又は換地)
一時利用地 の借賃の決定について (通知)

(又は換地処分)
一時利用地の指定 があったことに伴い、利用権の設定を行われた土地について、下記のとおり土地の借賃を決定しました。
また、土地の借賃は、耕作者（転借人）がその土地で収穫を行った年から開始し、毎年12月末日までにご指定の金融機関の預貯金口座に振り込まれますので、お知らせします。

記

1 借賃の総額

金 _____ 円/年 (令和 _____ 年度分以降)

2 対象の土地

| 一時利用地 (又は換地) | | | | |
|--------------|----|---------------------|---------|-----|
| 所在 | 地目 | 面積(m ²) | 借賃(円/年) | 耕作者 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

- お問合せ先 -
公益財団法人やまぐち農林振興公社
農地中間管理事業部
電話 083-924-0067
FAX 083-924-5719



利用権設定内容変更兼解約申出書

年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社 様

土地所有者（又は耕作者）

住 所

氏 名



下記のとおり変更・解約したいので申し出ます。

記

変更対象土地

| 契約番号 | 土地の所在（地番） | 面積（㎡） | 公告年月日 |
|------|-----------|-------|-------|
| | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 日 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

変更内容

| 内容 | 変更前 | 変更後 |
|----|-----|-----|
| | | |

変更理由・解約理由

捨印

捨印

農用地利用集積計画書の一部変更契約書
(又は農用地利用配分計画書の一部変更契約書)

賃貸人 ○○ ○○ と賃借人 △△ △△ とは、 年 月 日付けで公告された農用地利用集積計画（又は農用地利用配分計画）（以下「計画」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結した。

計画の一部を次のとおり変更する。

第1条

第2条

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、計画とともに各自1通を保有する。

年 月 日

賃貸人 住所

氏名

印

賃借人 住所

氏名

印



農地等賃貸借解約等通知書

年 月 日

〇〇市町農業委員会長 様

賃貸人 住 所
氏 名
(電話 ())



通知者

賃借人 住 所
氏 名
(電話 ())



解 約 の 申 入 れ

下記のとおり農地等の賃貸借の **合意による解約** をしたので、農地法第18条第6項の更新をしない旨の通知

規定により通知します。

記

| 土地の表示等 | 市町 | 大字 | 字 | 地番 | 地 目 | | 面 積 m ² |
|--------------------------|---|---------------|---|----|-----|----|-----------------------|
| | | | | | 登記簿 | 現況 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 賃貸借契約の内 容 | 契約の時期 | 年 月 日 | | | | | |
| | 契約の期間 | 年 月 日から 年 月 日 | | | | | |
| | 年間賃借料 | 円 | | | | | |
| 農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細 | | | | | | | |
| 賃貸借の解約等の日 | 賃貸借の解約の申入れをした日 | 年 月 日 | | | | | |
| | 賃貸借の更新拒絶の通知をした日 | 年 月 日 | | | | | |
| | 賃貸借の解約の合意が成立した日 | 年 月 日 | | | | | |
| | 賃貸借の合意による解約をした日 | 年 月 日 | | | | | |
| 土地の引渡しの日 | 年 月 日 | | | | | | |
| 今後の土地利用計画 | 1. 自己管理 2. 他の方へ貸借予定 3. 転用予定 4. その他 () | | | | | | |
| その他参考となるべき事項 | | | | | | | |

注 1 通知者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 2 通知者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
 3 「解約等の区分」が「合意による解約」である場合は、賃貸人及び賃借人の連署による通知とし、その他の場合は、賃貸人又は賃借人のいずれか一方の単独による通知とすること。
 4 賃貸借契約書の写しを添付すること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

農用地等の利用状況報告書

年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長 殿

住所
氏名

㊞

年 月 日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用配分計画による賃借権の設定等を受けた農用地等について、下記の通り報告します。

記

1. 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき賃借権の設定等を受けた者の氏名等

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
| | |

2. 利用権の設定等を受けた農用地等（別紙）及び面積（3月末時点）

農地面積 m² （耕作可能面積 m²）

3. 上記農用地等の利用状況

| 作物の種類 | 栽培面積 (耕作可能面積) | 生産量 | 反収 |
|-------|------------------|-----|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※当年度の作物について記載(機構から農地を借受後に作付けしたもの)
 ※前年度については()書きとする。

4. 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき賃借権の設定等を受けた農用地等の周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼしている影響

[]

5. 地域における他の農業者との役割分担の状況

[]

6. 業務執行役員の状況

| 氏名 | 常時従事者の役職名 | 耕作又は養畜の事業の年間従事日数 |
|----|-----------|------------------|
| | | |

7. その他参考となるべき事項

「農用地等の利用状況報告書」の記載要領

- 1 住所・氏名については、機構で記入しております。確認のうえ押印をお願いします。
- 2 法人である場合は、定款の写しを添付してください。前年度までに既に提出された法人は除きます。
- 3 記3の「上記農用地等の利用状況」の欄は、機構から借り受けた農地に作付けされた、作物の種類、栽培面積、生産量、反収を記入してください。
なお、何らかの理由で作付けが出来なかった場合は、その理由を記入してください。
- 4 記4の「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき賃借権の設定を受けた農用地等の周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼしている影響」の欄は、例えば、①病虫害の温床になっている、②雑草の草刈りをしていない等、周辺の作物に著しい被害を与えていないか等を記入してください。
- 5 記5の「地域における他の農業者との役割分担の状況」の欄は、例えば、①農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、②農道・水路・ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、③有害鳥獣被害対策への協力等の取り組み状況（今後取り組む場合はその見込み）について記入してください。
- 6 記6の「業務執行役員の状況」については、個人の場合は記入不要です。
「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う農業に常時従事した業務執行役員の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記入してください。

〇〇農業委員会会長 様

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

貴農業委員会が有する農地台帳記録事項の提供について

標記の件について、農地法施行規則第 103 条に基づき、下記 1 のとおり提供くださるようお願いいたします。

なお、提供いただく情報については下記 2 のとおり情報管理責任者を定め、当社のみならず当公社と委託契約を締結した業務受託機関での利用にあっても適正かつ安全な管理対策を講じますことを申し添えます。

記

1 提供を求める農地とその情報

(1) 提供を求める農地

〇〇市〇〇地区の農業法人及び大規模経営農家の経営農地
(「別添名簿のとおり」と表記も可とする。)

(2) 提供を求める情報 (項目右端に✓を)

| 農地台帳項目 | |
|-------------------------------------|--------------------------|
| 所在 | <input type="checkbox"/> |
| 地目 | <input type="checkbox"/> |
| 登記面積 | <input type="checkbox"/> |
| 所有状況 (所有者と借受者) | <input type="checkbox"/> |
| 貸借状況 (適用法・始期・終期・使用貸借 or 賃貸借(金納・物納)) | <input type="checkbox"/> |

2 本件に関する情報管理責任者及び担当者

(責任者) 部署名 職名 責任者名

(担当者) 部署名 職名 担当者名

e-mail : 〇〇〇〇@〇〇.jp

電 話 : 0000-00-0000

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様
(山口県農地中間管理機構長)

依頼者 (名 称)
(代表者)

農地中間管理機構が中間管理権を有する農地情報の提供について (依頼)

農地法第 51 条 2 の第 2 項の規定に基づき、下記のとおり貴農地中間管理機構が中間管理権を有する農地に係る情報をご提供いただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象地区
 - ・〇〇市町〇〇地区 (大字〇〇)
 - ・経営体に転貸された農地 (経営体名)

- 2 対象農地に係る情報
 - ・所在及び地番、面積
 - ・登記名義人及び契約者名
 - ・借入期間及び貸付期間

- 3 提供方法
 - 下記アドレスに電子メールにて送付
 - e-mail : 〇〇〇〇@〇〇.jp
 - 担当者 : 〇〇
 - 電 話 : 0000-00-0000

原状回復に関する確認書

賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地に係る附属物（土地を付合した物を含む。以下同じ）について、農地所有者と農地借受者は協議の上、下記のとおり原状回復の範囲及びその内容を確認した。

記

1 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地

| 所在 | 面積 (㎡) | 借受時 | | | | | | 返還時 | | | | | | |
|----|-----------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-----|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | | ほ場 除草 | | ほ場 耕耘 | | 畦畔 除草 | | 写真 | ほ場 除草 | | ほ場 耕耘 | | 畦畔 除草 | |
| | | 済 | 未 | 済 | 未 | 済 | 未 | | 要 | 不 | 要 | 不 | 要 | 不 |
| | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

3 その他の取り決め

| 分類 | 質問者 | 内容 | 回答・結果 | 備考 |
|----|-----|----|-------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

本確認書のとおり、土地に係る附属物の状況並びに原状回復の範囲及びその内容（公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下、「公社」という。）は賃借人の履行補助者に該当しないことを含む。）を確認しました。

年 月 日

農地所有者（自署） 住 所
 氏名又は法人名
 （代表者名）
 連 絡 先

㊟

年 月 日

農地借受者（自署） 住 所
 氏名又は法人名
 （代表者名）
 連 絡 先

㊟

写真台紙

撮影日： 年 月 日

| | |
|----|----|
| 番号 | 番号 |
| 番号 | 番号 |
| 番号 | 番号 |
| 番号 | 番号 |

別添

原状回復に関する確認書の作成及び保管に関する注意事項

- 1 該当する項目（済・未 / 要・不 / 有・無）について、農地所有者及び農地借受者は現地で確認した上で、印を手書きで記載すること。
- 2 原本2通を作成の上、農地所有者及び農地借受者が原本を各自で保管すること。また、農地借受者は公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）及び当該農地の所在する自治体（以下「地元自治体」という。）に対し、写しを提出すること。
- 3 本確認書の枚数が2枚以上にわたる場合、各文書の継ぎ目に等分に掛かる契印を押すこと。また、本確認書の上に誓約書並びに連帯保証人承諾書を重ね、割印を押すこと。
- 4 本確認書を提出後、変更及び修正等が生じた場合、農地借受者は連帯保証人及び公社、地元自治体に対し、報告すること。
- 5 農地所有者及び農地借受者の双方の視点で、土地及び土地に係る附属物ごとに「箇所」を確認し、借受時の状態並びに消耗の状況を写真等に撮影して添付すること。
- 6 写真台紙については、用紙サイズの種類は問いません。

連帯保証人に関する注意事項

- 1 連帯保証人については、以下の(1)から(4)のうち、2人以上を選定すること。
 - (1) 安定した収入のある3親等以内の親族
 - (2) 職場の上司、同僚又は組合等農地借受者が属する団体の者
 - (3) 友人、知人等安定した収入のある者
 - (4) 親会社、子会社、関連会社等の法人
- 2 連帯保証人は公社に対し、別添「連帯保証人承諾書」を提出すること。また、原状回復の責任の限度額を定めること。なお、新設する附属物がある場合の限度額は、専門業者等から見積を徴する等の方法により記載すること。
- 3 農地借受者は連帯保証人に対し、以下の情報を提供すること。
 - (1) 農地借受者自身の財産及び収支の状況
 - (2) 農地借受者が農地借受者以外の者に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - (3) 農地借受者が本確認書の原状回復の責任について農地所有者に担保を提供していない事実
- 4 公社は連帯保証人から本確認書の原状回復に関する問い合わせがあった場合は、連帯保証人に対し必ず回答すること。
- 5 公社は本確認書の原状回復の責任が喪失した場合は、連帯保証人に対し必ず通知すること。

賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地及び土地に係る附属物に関する補足事項

- 1 農地所有者は土地について、賃借権又は使用貸借による権利の設定に当たって、農業上の利用の増進を図るために必要な措置（農地の適正な管理）を講ずること。
- 2 自然的な劣化・消耗等（経年変化）及び農地借受者の通常の使用により生ずる消耗等については、農地所有者が負担することが望ましい。
- 3 農地借受者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による消耗等については、農地借受者が負担すること。
- 4 公社及び地元自治体は、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地の原状回復に係る紛争には関与し、土地に係る附属物の原状回復に係る紛争には関与しないこと。ただし、両者間で関与することが適当だと判断された時は、この限りでない。
- 5 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地の契約期間中において、農地所有者及び農地借受者の間で契約期間延長又は再契約の意向が確認できた場合は、土地及び土地に係る附属物について、返還時における原状回復の履行を新たに設定される契約期間の終了日まで延長できる。
- 6 既存の附属物については、農地借受者と農地所有者又はその他の者との間で、賃貸借、使用貸借、譲渡等の契約を結ぶ場合、公社及び地元自治体に対し、契約書等の写しを提出すること。
- 7 新設する附属物については、農地借受者が事業参加者となって農業経営に係る補助事業により設置した場合、補助事業実施主体と協議の上、撤去又は移設の検討を行うこと。
- 8 新設する附属物については、設置者が収去義務を負うこと。ただし、農地所有者が収去しないことに同意している場合は、設置者は収去義務を負わない。また、収去義務を負わない場合の費用請求は、設置者が直接農地所有者に請求すること。
- 9 残存する耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第1項別表第一又は別表「減価償却資産の耐用年数一覧」、営農計画書、青年等就農計画認定申請書等を参考にすること。

別表「減価償却資産の耐用年数一覧」

1 附属物の耐用年数

| 種類 | 構造・用途 | 細目 | 耐用年数 | |
|---------------|--------------------------------|--------------------------------------|----------------------|----|
| 建物 | 木造のもの | 倉庫用、作業場用のもの | 15 | |
| | 木骨モルタル造のもの | | 14 | |
| | レンガ造・石造・ブロック造のもの | | 34 | |
| | 鉄骨鉄筋コンクリート造のもの | | 38 | |
| | 金属造 | | 骨格材の肉厚が4mm超のもの | 31 |
| | | | 骨格材の肉厚が3mm超4mm以下のもの | 24 |
| | | | 骨格材の肉厚が3mm以下のもの、軽量鉄骨 | 17 |
| | 簡易建物 | 木製主要柱が10cm角以下でトタンぶきなど | 10 | |
| 堀立造のもの及び仮設のもの | | 7 | | |
| その他 | ビニールハウス | 主として金属造のもの（骨格部分が金属製） | 10 | |
| | | その他のもの（骨格部分が木造） | 5 | |
| 構築物 | 主としてコンクリート造、れんが造、石造またはブロック造のもの | 斜降索道設備および牧さく（電気牧さくを含む） | 14 | |
| | | その他のもの 頭首工、えん提、用水路、かんがい用配管、貯水そう、あぜなど | 17 | |
| | 主として金属造のもの | 斜降索道設備 | 14 | |
| | | その他のもの（農用井戸、散水用配管など） | | |
| | 主として木造のもの | 斜降索道設備、牧さく（電気牧さくを含む）など | 5 | |
| | 主として土管のもの | 暗きよ、農用井戸、かんがい用配管など | 10 | |
| その他のもの | 薬剤散布用およびかんがい用ビニール配管など | 8 | | |

2 生物の耐用年数

| 種類 | 細目 | 耐用年数 | 種類 | 細目 | 耐用年数 |
|-------|--------|------|----------|----|------|
| かんきつ樹 | 温州みかん | 28 | びわ樹 | | 30 |
| | その他 | 30 | | | |
| りんご樹 | わい化りんご | 20 | くり樹 | | 25 |
| | その他 | 29 | | | |
| ぶどう樹 | 温室ぶどう | 12 | 梅樹 | | 25 |
| | その他 | 15 | | | |
| なし樹 | | 26 | かき樹 | | 36 |
| | | | | | |
| 桃樹 | | 15 | あんず樹 | | 25 |
| | | | | | |
| 桜桃樹 | | 21 | すもも樹 | | 16 |
| | | | | | |
| | | | キウイフルーツ樹 | | 22 |
| | | | | | |
| | | | 茶樹 | | 34 |
| | | | | | |
| | | | オリーブ樹 | | 25 |

3 耐用年数を経過している場合の使用可能期間（簡便法による算出方法）

| 法定耐用年数の全部を経過している場合 | 法定耐用年数の全部を経過していない場合 |
|--------------------|----------------------------|
| 法定耐用年数×20% | (法定耐用年数－経過期間) + (経過期間×20%) |

※簡便法により算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数は切捨。その年数が2年に未満の場合は2年とする。

誓約書

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

私は、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地及び土地に係る附属物について、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 農業上の適正かつ効率的な利用を確保します。
2. 返還時において、原状回復に関する確認書に記載のとおり、履行します。
3. 土地に係る附属物の原状回復及びこれに関連する紛争については、公益財団法人やまぐち農林振興公社に対し、一切の迷惑をかけません。

以上

年 月 日

農地借受者（自署）

住 所

氏名又は法人名

（代表者名）

連 絡 先

生年月日 S・H・R 年 月 日生

印鑑（実印）

※印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）を添付すること。

連帯保証人承諾書

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

| | |
|---|--------------------------|
| 賃借権又は使用貸借による 権利の設定を受ける土地 | |
| 土地に係る附属物 (土地に付合した物を含む) | |
| 保証する責任の限度額 | |
| 連帯保証人である私は、農地借受者から、以下の事項について説明を受けました。 | |
| (1) 農地借受者自身の財産及び収支の状況 | <input type="checkbox"/> |
| (2) 農地借受者が農地借受者以外の者に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況 | <input type="checkbox"/> |
| (3) 農地借受者が本確認書の原状回復の責任について公益財団法人やまぐち農林振興公社に担保を提供していない事実 | <input type="checkbox"/> |

私は、別紙「原状回復に関する確認書」に基づき農地借受者が負う責任につき、上記の限度額を極度額とし、その範囲内において、農地借受者と連帯して履行の責を負います。

なお、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地に係る契約更新後も、引き続き連帯保証人になることについて承諾します。

年 月 日

連帯保証人（自署）

印鑑（実印）

住 所

氏名または法人名
(代表者名)

連 絡 先

生年月日 S・H・R 年 月 日生

続 柄 ()

※印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）を添付すること。